

日程第 3	小山議長	それでは、休憩前に引き続き再開します。(午前 1 1 時 2 1 分) 日程第 3、議案第 4 1 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (「なし」との声あり)
	小山議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし」との声あり)
	小山議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
日程第 4	小山議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。
	小山議長	日程第 4、議案第 4 2 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (「なし」との声あり)
	小山議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし」との声あり)
日程第 5	小山議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
	小山議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。
	小山議長	日程第 5、議案第 4 3 号、海陽町保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (「なし」との声あり)
日程第 6	小山議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし」との声あり)
	小山議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
	小山議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 6	小山議長	日程第 6、議案第 4 4 号、令和 6 年度海陽町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (「なし」との声あり)

追加日程第 1	小山議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論に入ります。討論ありませんか。 (「なし」との声あり)
	小山議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
	小山議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議事の運営上、休憩します。(午前 1 1 時 2 4 分)
	東副議長	休憩前に引き続き再開します。(午後 1 時 0 3 分) 小山議長より辞職願が提出されております。代わりまして、私、副議長が議事を進めてまいります。 お諮りします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
	東副議長	異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることにご決定しました。 議事の運営上、休憩します。(午後 1 時 0 4 分)
	東副議長	休憩前に引き続き再開します。(午後 1 時 0 6 分) 追加日程第 1、議長の辞職についてを議題といたします。 地方自治法第 1 1 7 条の規定により、小山議長の退場を求めます。 (退場)
	東副議長	お諮りいたします。小山議長の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり)
	東副議長	異議なしと認めます。したがって、小山議長の議長の辞職を許可することにご決定いたしました。 小山議員の入場を求めます。 (入場)
	東副議長	ただいま議長の辞職については許可されました。退任のあいさつをお願いします。
	小 山	議長辞任に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。 令和 4 年 5 月臨時会におきまして、議員各位のご推挙いただきました。そして海陽町議会議長の職に就かせていただきました。この間、明るい町政の確立と円滑な町議会の運営にひたすら精進してまいったつもりではございますが、なにぶんにも力及ばず、皆さま方のご期待に十分添い得なかったこと、誠に申し訳なく存じております。幸いにいたしまして、先輩、同僚議員から格別のご支援とご協力をいただき、また三浦町長はじめ理事者各位から手厚いご援助とご指導を賜り、おかげをもちまして、本日まで大過なく、その職責を果たし得ることは誠に感激に耐えず、心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。どうか皆さま方におかれましては、ご自愛の上、町政のために、これからも一層ご尽力くださいますようお願いいたしますとともに、私個人に対しまして、今後、より一層ご支援を賜りますことを心からお願い申し上げます。議長辞任のあいさつとさせていただきます。 この 2 年間、大変ありがとうございました。 (拍手)
	東副議長	議事の運営上、休憩します。(午後 1 時 1 0 分)

追加日程第2	東副議長	休憩前に引き続き再開します。（午後1時10分） ただいま議長が欠けました。 お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり）
	東副議長	異議なしと認めます。したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行います。 議事の運営上、休憩します。（午後1時11分）
	東副議長	休憩前に引き続き再開します。（午後1時12分） 追加日程第2、議長の選挙についてを議題といたします。 選挙の方法についてお諮りいたします。14番 西山議員。
	西山	はい、指名推選でお願いいたします。
	東副議長	ただいま西山議員から議長の選挙の方法について、指名推選とのご意見がありましたが、ご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり）
	東副議長	異議なしと認めます。よって、議長の選挙は指名推選で行うことに決定しました。 指名の方法についてお諮りいたします。14番 西山議員。
	西山	一番年長の見吉議員の指名でよろしく申し上げます。
	東副議長	ただいま西山議員から議長の指名の方法について、年長議員の見吉議員からの指名とのご意見がありましたが、ご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり）
	東副議長	異議なしと認めます。よって、指名の方法について、年長議員の見吉議員が指名することに決定いたしました。 それでは見吉議員、ご指名をお願いします。13番 見吉議員。
	見吉	2年間長きにわたって、議長のもと、一生懸命頑張ってこられた東副議長を議長に指名したいと思います。お諮りいただきたいと思います。
	東副議長	お諮りします。ただいま見吉議員が指名しました。私、東を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり）
	東副議長	異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました私、東が議長に当選しました。
	東議長	議長就任にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。 このたび議員の皆さま方のご推挙によりまして、議会議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄とともに、この重責に身の引き締まる思いでございます。今、海陽町は重要な政策課題が山積しております。財政状況も鑑みながら、多様化する住民ニーズの変化を的確に把握し、議会と町執行部が連携し、課題解決、また発展と福祉向上のため、誠心誠意、努めてまいる所存でございます。今後とも皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。 （拍手）
	東議長	以上をもちまして、議長の選挙を終わります。

追加日程第 3	東 議 長	議事の運営上、休憩します。(午後 1 時 1 7 分) 休憩前に引き続き再開します。(午後 2 時 0 9 分) 先ほど私が議長に当選し、副議長を自動失職したことにより、ただいま副議長が欠けました。 お諮りいたします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第 3 として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり)
	東 議 長	異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第 3 として直ちに選挙を行います。 議事の運営上、休憩します。(午後 2 時 1 0 分)
	東 議 長	休憩前に引き続き再開します。(午後 2 時 1 1 分) 追加日程第 3、副議長の選挙についてを議題といたします。 選挙の方法についてお諮りいたします。 1 4 番 西山議員。
	西 山	指名推選でお願いします。
	東 議 長	ただいま西山議員から副議長の選挙の方法について、指名推選とのご意見がありましたが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり)
	東 議 長	異議なしと認めます。よって、副議長の選挙は指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。指名の方法について議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり)
	東 議 長	異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。
	東 議 長	副議長に小山議員を指名します。 お諮りします。ただいま議長が指名しました小山議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
	東 議 長	異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました小山議員が副議長に当選されました。 小山議員が議場におられますので、会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。副議長に当選されました小山議員、当選承諾及びごあいさつをお願いいたします。
	小山副議長	一言ごあいさつを申し上げます。 今回、皆さま方のご推挙によりまして、海陽町議会副議長に選ばれましたことは、この上もなく光栄に存じますとともに、その責任の重大さを痛感する次第でございます。東議長のもと、議会が公正に、しかも円滑に運営されますよう、及ばずながら誠心誠意、努力いたす所存でございますので、皆さま方のご支援、ご鞭撻を何とぞよろしくお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。 (拍手)
日程第 7 及び 日程第 8	東 議 長	以上をもちまして、副議長の選挙を終わります。 議事の運営上、休憩します。(午後 2 時 1 4 分)
	東 議 長	休憩前に引き続き再開します。(午後 2 時 1 5 分) 日程第 7、常任委員会委員の選任について及び日程第 8、議会運営委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

追加日程第 4	東 議 長	お諮りします。委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり）
	東 議 長	異議なしと認めます。よって常任委員会委員及び議会運営委員会委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。 議事の運営上、休憩します。（午後 2 時 1 5 分）
	東 議 長	休憩前に引き続き再開します。（午後 2 時 1 6 分） 議会広報編集特別委員会の委員全 6 名より、辞職願が提出されております。 お諮りします。特別委員会委員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第 4 として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。 （「異議なし」との声あり）
	東 議 長	異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の辞職についてを日程に追加し、追加日程第 4 として直ちに議題とすることに決定しました。 議事の運営上、休憩します。（午後 2 時 1 6 分）
	東 議 長	休憩前に引き続き再開します。（午後 2 時 1 8 分） 議事の運営上、議事の進行を副議長に代わります。
	小山副議長	東議長が議会広報編集特別委員会委員の辞職願を提出しておりますので、代わりまして、私、副議長が議事を進めてまいります。
	小山副議長	追加日程第 4、特別委員会委員の辞職についてを議題とします。 地方自治法第 1 1 7 条の規定により、初めに議会広報編集特別委員会委員、東議員の退場を求めます。 （退場）
	小山副議長	お諮りします。議会広報編集特別委員会委員、東議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり）
	小山副議長	異議なしと認めます。したがって、議会広報編集特別委員会委員、東議員の辞職を許可することに決定いたしました。東議員の入場を求めます。 （入場）
	小山副議長	議長に議事の進行を代わります。
	東 議 長	引き続き、地方自治法第 1 1 7 条の規定により、議会広報編集特別委員会委員、戸田議員の退場を求めます。 （退場）
	東 議 長	お諮りします。議会広報編集特別委員会委員、戸田議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり）
	東 議 長	異議なしと認めます。したがって、議会広報編集特別委員会委員、戸田議員の辞職を許可することに決定いたしました。戸田議員の入場を求めます。 （入場）
	東 議 長	引き続き、地方自治法第 1 1 7 条の規定により、議会広報編集特別委員会委員、原議員の退場を求めま

		す。
		(退場)
	東 議 長	お諮りします。議会広報編集特別委員会委員、原議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。
		(「異議なし」との声あり)
	東 議 長	異議なしと認めます。したがって議会広報編集特別委員会委員、原議員の辞職を許可することに決定いたしました。原議員の入場を求めます。
		(入場)
	東 議 長	引き続き、地方自治法第１１７条の規定により、議会広報編集特別委員会委員、富田議員の退場を求めます。
		(退場)
	東 議 長	お諮りします。議会広報編集特別委員会委員、富田議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。
		(「異議なし」との声あり)
	東 議 長	異議なしと認めます。したがって、議会広報編集特別委員会委員、富田議員の辞職を許可することに決定いたしました。富田議員の入場を求めます。
		(入場)
	東 議 長	引き続き、地方自治法第１１７条の規定により、議会広報編集特別委員会委員、佐川議員の退場を求めます。
		(退場)
	東 議 長	お諮りします。議会広報編集特別委員会委員、佐川議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。
		(「異議なし」との声あり)
	東 議 長	異議なしと認めます。したがって、議会広報編集特別委員会委員、佐川議員の辞職を許可することに決定いたしました。佐川議員の入場を求めます。
		(入場)
	東 議 長	引き続き、地方自治法第１１７条の規定により、議会広報編集特別委員会委員、長江議員の退場を求めます。
		(退場)
	東 議 長	お諮りします。議会広報編集特別委員会委員、長江議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。
		(「異議なし」との声あり)
	東 議 長	異議なしと認めます。したがって、議会広報編集特別委員会委員、長江議員の辞職を許可することに決定いたしました。長江議員の入場を求めます。
		(入場)
	東 議 長	ただいま議会広報編集特別委員会委員６名の辞職について許可されました。 議事の運営上、休憩します。(午後２時２６分)

追加日程第5	東 議 長	休憩前に引き続き再開します。（午後2時26分） ただいま議会広報編集特別委員会委員が欠けました。 お諮りします。特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。 （「異議なし」との声あり）
	東 議 長	異議なしと認めます。よって特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定しました。 議事の運営上、休憩します。（午後2時26分）
	東 議 長	休憩前に引き続き再開します。（午後2時28分） 追加日程第5、特別委員会委員の選任についてを議題といたします。 お諮りします。議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 （「異議なし」との声あり）
	東 議 長	異議なしと認めます。よって、議会広報編集特別委員会委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。 議事の運営上、休憩します。（午後2時29分）
	東 議 長	休憩前に引き続き再開します。（午後2時29分） お諮りします。ただいま町長から、議案第45号、監査委員の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。 （「異議なし」との声あり）
追加日程第6	東 議 長	異議なしと認めます。よって、議案第45号を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。 議事の運営上、休憩します。（午後2時29分）
	東 議 長	休憩前に引き続き再開します。（午後2時31分） 追加日程第6、議案第45号、監査委員の選任についてを議題といたします。 地方自治法第117条の規定により、佐川議員の退場を求めます。 （退場）
	東 議 長	提案理由の説明を求めます。三浦町長。
	三浦町長	ただいま提出いたしました、議案第45号、監査委員の選任について説明をさせていただきます。 議会選出の監査委員である原ひろみ議員から、令和6年5月15日をもって監査委員を退職したい旨の申し出があり、これを承認いたしました。このことに伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、議会選出の監査委員に佐川富美議員を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。 佐川議員の住所は、徳島県海部郡海陽町四方原字町東11番地1 生年月日は昭和32年7月8日 任期は議員任期である令和8年5月13日までであります。 以上、提案させていただきますので、ご審議、ご同意くださいますよう、よろしくお願いをいたします。
	東 議 長	議案第45号について、人事案件でありますので、質疑討論は省略し、直ちに採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり）
	東 議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。 佐川議員の入場を求めます。

閉 会	東 議 長	(入場) これで本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じます。 令和6年第2回海陽町議会臨時会を閉会します。(午後2時34分) 慎重審議ありがとうございました。 上会議録を作成し、その内容に相違なき事を証明するためここに署名する。 海陽町議会議長 海陽町議会議員 海陽町議会議員
----------------	------------------	--